

令和8年 第1回洞爺湖町農業委員会会議録

招集年月日	令和8年1月26日					
招集の場所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開会・閉会 日時及び宣言	開会	令和8年1月26日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
	閉会	令和8年1月26日 午後2時00分			議長 青山 晴重	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 8名 欠席 2名 ○=出席 ×=欠席	議席番号	氏名	出席	議席番号	氏名	出席
	1	丸田 学	○	10	青山 晴重	○
	2	佐々木 哲三	×			
	3	宮本 好	○			
	4	曾川 泰寛	○			
	5	佐伯 昌彦	×			
	6	菊地 哲也	○			
	7	田中 恭一	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	吉田 新一	○			
会議録署名委員	3番	宮本 好		4番	曾川 泰寛	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片岸 昭弘		事務局員 山本 玲		事務局員 楽木 雄太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R8.1.26)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 会	議 長	<p>ただいまより、令和8年第1回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は8名でございます。</p> <p>本日の欠席委員は、2番の佐々木哲三委員、5番の佐伯昌彦委員の2名でございます。</p> <p>したがって、総会は成立いたします。</p>
日程 1 会議録署名委員	議 長	<p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番の宮本好委員及び、4番の曾川泰寛委員をお願いいたします。</p>
日程 2 会期の決定	議 長	<p>次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>本総会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。</p>
日程 3	議 長	<p>次に、日程第3 議事に入ります。</p>
議案 1 号	議 長	<p>議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局長より説明願います。</p>
	事務局長	<p>(議案朗読により、説明)</p> <p>以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。</p>
	議 長	<p>説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。</p> <p>(他に、質疑はございませんか。)</p>
	議 長	<p>質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。</p>

議 事 の 経 過 (R8.1.26)

日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件を議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。
	議 長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります田中恭一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	7 番委員	問題がありません。
	議 長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
議案 3 号	議 長	次に、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 1 番～3 番を議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの各要件を満たしているため要請すべきと考えます。また、農地中間管理機構が定めようとする計画内容が要請の内容と一致した場合に限り、即日広告できるものと考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 事 の 経 過 (R8.1.26)

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 3 号	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 1 番～3 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 1 番～3 番の件は、可と決定いたします。
議案 3 号	議 長	次に、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 4 番を議題といたします。
		会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。議長を XXXXXXXXXX に務めていただきます。暫時、休憩いたします。
	職務代理	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの各要件を満たしている所以要請すべきと考えます。また、農地中間管理機構が定めようとする計画内容が要請の内容と一致した場合に限り、即日広告できるものと考えます。ご審議方よろしく願います。
	職務代理	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		(他に、質疑はございませんか。)
	職務代理	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく要請について」の件の内 4 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。

